

徳島大学附属図書館運営の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項

平成31年3月18日制定
令和元年12月12日改正
附属図書館運営委員会

1. 目的

この要項は、徳島大学における内部質保証に関する方針（以下「方針」という。）に基づき、附属図書館（以下「図書館」という。）が、本学の教育・学修と研究活動を支える重要な学内組織としての役割を担うため、その運営状況に関する点検・評価及び改善に関する事項を定めることを目的とする。

2. 自己点検・評価の実施

附属図書館運営委員会は、方針の3. (2)に基づき、図書館における学術情報の整備状況や利用状況など、図書館の運営状況に関する自己点検・評価を実施する。

3. 自己点検・評価の項目

前項の自己点検・評価の項目は、次のとおりとする。

- (1) 学術情報（資料）の整備状況
- (2) 図書館の利用状況
- (3) 図書館の施設・設備の整備状況
- (4) 図書館に対する満足度の状況
- (5) その他必要と認められる事項

4. 自己点検・評価の実施時期

毎年度

5. 他の評価結果等の活用

- (1) 自己点検・評価にあたっては、組織評価等の学内の他の評価や大学機関別認証評価、分野別認証評価等の第三者評価の結果を活用する。
- (2) 毎年度、関係者（学生、卒業生（修了生）等）からの意見聴取を実施し、自己点検・評価に活用する。

6. 改善計画の策定及び実施、報告

- (1) 自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた場合には、その措置について検討を行い、改善計画を策定し、推進責任者に報告する。
- (2) 前号の改善計画については、必要により、役員会等の議を経て、関係部局に改善を指示し、進捗状況を推進責任者に報告する。